

西山公園利用促進支援事業補助金

1. 制度の概要

西山公園を活用したイベントに対し、その事業実施に係る経費の一部を補助します。

2. 対象事業

- ① 西山公園区域内で実施するもの
- ② 西山公園および周辺の市街地のにぎわいづくりに寄与できるもの
- ③ 市内外から幅広い集客が期待できるもの
- ④ 誰もが参加できるもの（有料、無料問わず）
- ⑤ 鯖江市から本補助金以外の補助を受けていないもの
- ⑥ その他、市長が適当と認めるもの

3. 対象者

以下の要件を満たす団体が対象です。

- ① 市内を拠点として活動している団体（市民団体、グループ、各種組合 等）
- ② 営利を目的としていないもの
- ③ 政治的活動または宗教的活動を目的としていないもの
- ④ 公序良俗に反する活動を目的としていないもの
- ⑤ 暴力団等の反社会的勢力または密接な関係を有する団体に該当しないもの
- ⑥ 市税（任意団体の場合にあっては、当該団体の代表者の市税）を滞納していないもの

4. 補助金額

事業実施に要する経費について、下記に示す補助対象経費の2分の1の額とし、10万円を上限とします。また、**同一団体への補助回数限度は1回/年**とします。

【補助対象経費】

広告宣伝費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、賃借料、報償費、保険料、公園使用料、通信運搬費等の事業経費、委託費（事業の全てを委託するものを除く。）

5. 補助金の交付申請の手続きについて

イベント開催予定日 14 日前までに、申請書と添付書類を添えて提出。

【提出書類】

- ・申請書類：様式第 1 号
- ・添付書類：事業計画書、収支予算書、事業対象者チェックリスト、その他（イベントの内容が分かるチラシ等）

※事業内容が補助対象とならない場合があります。事業実施前に内容をご相談ください。

6. その他

- ・ イベントの開催告知など、市 HP でお知らせします。
- ・ 申請いただいた内容については、庁内で審査させていただき、交付の決定を行います。
- ・ 予算を超える額の申請があった場合、補助金の交付ができない場合があります。
- ・ 申請内容に虚偽があった場合には、補助金の返還を求める場合があります。

【お問合せ先】

鯖江市 公園住宅課 公園住宅 G

TEL 0778-53-22399

E-mail SC-KoenJutaku@city.sabae.lg.jp